

令和4年12月13日

令和4年第4回貝塚市議会定例会議案参考資料

NO. 2

目 次

議案種別・番号	参考資料名	頁
議案第79号参考	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例施行規則（案）	1

貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例（令和4年貝塚市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用方法）

第2条 条例第1条に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の使用者（以下「使用者」という。）は、駐車場に自動車を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、使用者は、駐車券の交付をもって駐車場の使用を許可されたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車券の交付によらず自動車を駐車させることができる。

（使用料の徴収）

第3条 条例第6条第1項の規定による使用料の徴収は、駐車場の出口に設置する精算機（以下この条において「精算機」という。）に駐車券を挿入し、表示された額の現金を当該精算機に投入させる方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が駐車券を紛失し、又は破損したことにより入場した時刻を確認することができないときは、当該使用者から聴取した内容その他の状況を勘案して相当と認める額の使用料を徴収するものとする。

3 使用料を徴収したときは、使用者の求めに応じて、精算機により領収証書を交付するものとする。

（使用料の減免）

第4条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 貝塚市庁舎又は庁舎周辺の市の施設を利用するため駐車する場合 当該利用に係る時間数（使用料を無料とする時間数を超える部分に限る。）及び時間帯に応じ条例別表第2の規定により算定した使用料の額

（2） 国又は他の地方公共団体の職員がその公務を行うために駐車する場合 全額

（3） 市の執行機関の職員及び附属機関の委員並びに市議会の議員がその職務を遂行するために駐車する場合 全額

（4） 次に掲げる者が駐車する場合 全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（5） 駐車場の管理上駐車することが必要な自動車を駐車させる場合 全額

（6） 災害その他緊急事態が発生したときに、駐車場を開放し、駐車させる場合 全額

（7） 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、駐車場から出場する前に、

あらかじめ所定の場所で駐車券の確認を受け、必要な処理を受けた上、速やかに駐車場から自動車を出場させなければならない。ただし、市長があらかじめ期間を定めて駐車場を開放する場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場使用料還付申請書（様式第1号）に第3条第3項の領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、還付の適否を決定し、貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場使用料還付（不還付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行すること。
- (2) 駐車場内では、他の車両を追い越さないこと。
- (3) 駐車場内では、駐車場所を離れる車両を優先させること。
- (4) 標識の表示に従うこと。
- (5) みだりに警笛を鳴らし、又は騒音を発しないこと。
- (6) 駐車場内では、喫煙及び火気の使用その他危険な行為をしないこと。
- (7) 車両から離れるときは、エンジンを停止するほか、扉等を施錠して積載物等の盜難防止に努めること。

(事故等の届出)

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。
。

- (1) 駐車場内で人身事故を発生させたとき。
- (2) 駐車場の設備又は他の自動車との物損事故を発生させたとき。
- (3) 駐車場内の自動車に異常又は被害のあることを発見したとき。

(損害賠償)

第8条 条例第13条の規定による賠償の額は、駐車場の施設又は設備その他の物件の復元に要した実費とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。